8月25日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました請願第5号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書の提出を求める請願書に ついて、9月9日に開催しました委員会の審査結果を報告します。

請願人からは、

このインボイス制度は、消費税課税業者との取引でないと、仕入税額控除の適用を受けられないという制度です。今までの取引を守るために、売り上げの多い少ないにかかわらず、消費税の課税業者になるか、もしくは取引から排除されてしまうかの二択を迫られます。取引先に消費税を支払ったとしても、控除が出来ず自社の課税対象に含まれてしまう。低所得者ほど負担がかかり、廃業に追い込まれかねません。多くの団体が、このインボイス制度に対して不安の声を上げています。事務負担を増やし、取引排除にも繋がるインボイス制度の中止または凍結に向けた意見書を上げていただくようにお願いします。との意見陳述があり、その後質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

インボイス制度を導入することによって、支払う消費税額が変わるのかとの 質疑に対して、税額は変わらないが、取引先が免税事業者の場合、仕入税控除の 対象外となるため、自己負担が増えることになるとの答弁でした。

元請けに対して消費税の支払いを要求できないのかとの質疑に対して、要求 すると仕事が無くなる恐れがあり、引き下がってしまうとの答弁でした。

下請けの中でなぜ課税事業者の登録番号がもらえないのかとの質疑に対して、 もらえないというよりも課税事業者になると、これまで免除されていた消費税 の支払い義務が発生するため、売上が少ない事業者にとっては負担になるとの 答弁でした。

インボイス制度の凍結より、企業間の仕組みを変えることが先ではとの質疑に対して、それは確かなことだと思います。ただ、このインボイス制度を始める前に消費税を確実に納めなさいと国が制度を整えてからインボイス制度を導入していただきたいとの答弁でした。

税務署や労働基準局に一致団結して訴えていく考えはとの質疑に対して、中 小企業や零細企業ばかりが集まっても規模が小さすぎるとの答弁でした。

反対討論として、自分たちを守るためにこの国に法律があります。税務署や労働基準局に相談をする等、出来ることをして対処すべきであり、業界に訴えていく努力も必要であると考えるとありました。

採決の結果、請願第5号について賛成はなく、不採択すべきものと決定しました。